

平成 2 8 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

1 2 月臨時会
(12 月 26 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 3 号〉

平成 28 年 12 月

彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録目次

第 3 号 12 月 26 日（月）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	1
会議に欠席した議員	1
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名（12 番 徳田文治君、13 番 中野正剛君）	3
会期の決定	3
議案第 14 号上程（管理者提案説明）	3
議案第 14 号（質疑・討論）	5
議案第 14 号（採決）	5
議案第 15 号上程（管理者提案説明）	6
議案第 15 号（質疑・討論）	7
議案第 15 号（採決）	7
閉会	8
付録	
全員協議会（平成 28 年 12 月 26 日）	9

1 2 月 彦根 愛知 犬上 広域 行政 組合 議会 臨時 会 会 議 録 (第 3 号)

平成 28 年 12 月 26 日 (月)

議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 14 号上程 (管理者提案説明・質疑・討論・採決)
- 第 4 議案第 15 号上程 (管理者提案説明・質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 14 号
平成 28 年度 (2016 年度) 彦根 愛知 犬上 広域 行政 組合 一般 会計 補
正 予算 (第 2 号)
- 日程第 4 議案第 15 号
彦根 愛知 犬上 広域 行政 組合 職員 の 給与 に 関 する 条例 の 一 部 を 改 正
する 条例 案

会 議 に 出 席 し た 議 員 (15 名)

1 番	木 村 修 君	12 番	徳 田 文 治 君
2 番	獅 山 向 洋 君	13 番	中 野 正 剛 君
3 番	大 橋 富 造 君	15 番	安 居 正 倫 君
4 番	村 岸 善 一 君	16 番	安 澤 勝 君
6 番	西 澤 伸 明 君	17 番	河 村 善 一 君
7 番	木 下 茂 樹 君	18 番	外 川 善 正 君
8 番	前 田 広 幸 君	19 番	赤 井 康 彦 君
11 番	和 田 一 繁 君		

会 議 に 欠 席 し た 議 員 (4 名)

5 番	山 内 善 男 君	10 番	安 藤 博 君
9 番	長 崎 任 男 君	14 番	辻 真理子 さん

議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本公志
事務局次長 村田淳樹

事務局副主幹 藤野知之
書記 高橋大

会議に出席した説明員

管理者 大久保 貴 君
副管理者 川嶋 恒 紹 君
副管理者 宇野 一 雄 君
副管理者 伊藤 定 勉 君
副管理者 北川 豊 昭 君
副管理者 久保 久 良 君
会計管理者 西田 哲 雄 君

事務局長 橋本公志 君
総務課長 村田淳樹 君
紫雲苑場長 川那部 晴 朗 君
中山投棄場長 野瀬 次 夫 君
建設推進室長 林 善 和 君

午前 10 時 01 分開会

○議長（赤井康彦君） それでは、ただいまから、平成 28 年 12 月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、15 名で、会議開会定足数に達しております。よって、平成 28 年 12 月臨時会は、成立いたしました。直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（赤井康彦君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に 12 番 徳田文治君、13 番 中野正剛君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第 2、会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日、1 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日 1 日間に決定いたしました。

日程第 3 議案第 14 号上程

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第 3、議案第 14 号 平成 28 年度（2016 年度）彦根愛知犬上広域

行政組合一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（赤井康彦君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、お手元の議案書で、別冊としております議案第 14 号 平成 28 年度（2016 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）の概要について、ご説明を申し上げます。

補正前予算総額 3 億 9648 万 2 千円に対しまして、歳入歳出それぞれ、1531 万 4 千円を増額いたしまして、予算総額を 4 億 1179 万 6 千円とするものでございます。

今回の補正の内容につきましては、歳入におきましては、財産収入として重機売却代金等を収入するもの、また前年度の決算上剰余金を繰越金に計上するものなどがございます。

歳出におきましては、本年 8 月 8 日の人事院勧告に伴う給料等の増額を計上するもの、また、歳入の繰越金に計上した額につきまして、財政調整基金へ積立てるものや、財産収入に計上した額につきまして、投棄場重機・施設整備基金へ積立てるものなどがございます。

詳細につきましては、事務局から説明を申し上げますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（赤井康彦君） 続いて事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村田淳樹君） 失礼いたします。総務課長の村田でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。それでは、議案第14号 平成28年度（2016年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、お手元の一般会計補正予算書でご説明をさせていただきます。併せまして、別添の12月補正予算案の概要もご参照いただきますようお願いいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。今回お願いいたします一般会計の補正予算につきましては、歳入・歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1531万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1179万6千円とするものでございます。

2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をお開き願います。まず、歳入でございますが、第3款 財産収入、第1項 財産運用収入につきまして、2千円を増額し、12万3千円とするものでございます。同じく、第2項 財産売払収入は、514万円を増額するものでございます。第5款 繰越金、第1項 繰越金につきましては、1010万6千円を増額し、1160万6千円とするものであります。第6款 諸収入、第2項 雑入につきまして

は、6万6千円を増額し、11万8千円とするものでございます。したがって、歳入合計といたしましては、補正前の3億9648万2千円に1531万4千円を増額し、4億1179万6千円とするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。歳出でございますが、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費につきまして、1531万4千円を増額し、1億7016万6千円とするものでございます。したがって、歳出合計といたしましては、補正前の3億9648万2千円に1531万4千円を増額し、4億1179万6千円とするものでございます。

歳入、歳出それぞれの詳細な補正内容につきましては、5ページから10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。説明につきましては、歳出から説明をさせていただきます。

補正予算書の10ページをお開き願います。3. 歳出におきまして、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費は、第2節 給料につきまして、8万3千円を増額を、また第19節 負担金、補助及び交付金につきまして、4千円を増額をそれぞれ計上しており、いずれも本年8月8日の人事院勧告に伴い補正するものでございます。なお、第3節 職員手当等につきましては、時間外手当等の実績から4万3千円

を減額いたしました。

次に、第2目 財政調整基金積立金は、前年度繰越金の積立1010万6千円、それに伴う預金利息2千円を合わせて1010万8千円を増額するものでございます。

同じく第3目 投棄場重機・施設整備基金積立金は、中山投棄場の重機の売却代金の積立、それに伴う預金利息を合わせて514万円を増額するものでございます。

同じく第5目 退職手当基金積立金は、人事院勧告に伴い、2万2千円を増額するものでございます。

また、11ページは、補正予算給与費明細書でございまして、一般職の給料、職員手当、共済費の内訳となっております。なお、特別職の補正増減はございません。

続きまして、歳入のご説明をいたしますので、恐れ入りますが、お戻りいただきまして、7ページをご覧ください。

2.歳入におきまして、第3款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、財政調整基金、投棄場重機・施設整備基金の利息2千円を増額するものでございます。

同じく第3款 財産収入、第2項 財産売却収入、第1目 物品売却収入は、中山投棄場の重機を売却したことにより、514万円を増額するものでございます。

次に8ページ、第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、既決予算額150万円に対しまして、1010万6千円を増額し、平成27年度の決算上剰余金と同額の1160万6千円とするものでございます。

次に9ページの第6款 諸収入、第2項 雑入、第2目 弁償金は、紫雲苑の施設修繕にかかる弁償金として、6万6千円を増額するものでございます。これは委託業者の従業員が、火葬炉台車を使用中に、紫雲苑の正面玄関の自動扉と台車が接触し、扉が破損しましたことから、その費用を弁償金として収入するものでございます。

以上で、補正予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（赤井康彦君） それでは、これより質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので質疑なしと認めます。以上で、議案第14号に対する質疑を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、採決を行います。議案第14号 平成28年度（2016年度）彦根愛

知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤井康彦君） ご着席ください。起立全員でございます。よって、議案第14号 平成28年度（2016年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第15号上程

○議長（赤井康彦君） 次に、日程第4、議案第15号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（赤井康彦君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第15号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

本年8月8日に、人事院より給与改定等に関する勧告を受けまして、去る11月24日に、国において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことから、当組合の一般職の職員の給与につきましても、一般職の国

家公務員の給与改定に準じ、所要の改正を行うものでございます。

具体的に、行政職の給料表におきまして、平均0.2%の引き上げを行い、1級の初任給の1500円引き上げ、勤勉手当の支給月数の改定等々でございます。

詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（赤井康彦君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村田淳樹君） 失礼いたします。それでは、議案第15号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明させていただきます。

あらかじめ、条例案および条例改正概要書を配付させていただいておりますが、去る11月30日の当組合議会全員協議会におきまして、事務局長より改正条項ごとの詳細説明をいたしておりますので、本日は、条例案の別添でございます条例改正概要書によりまして、説明をさせていただきます。

この度、改正しよういたしますのは、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例でございます。平成28年8月8日に、平成28年度の人事院による給与改定等に関する勧告を受けまして、国において、

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、去る11月24日に公布されました。当組合では、組合採用のプロパー職員の給与制度、運用等につきましては、これまでから彦根市に準じる取扱いをしておりますことから、今回の改正につきましても、彦根市の改正内容を勘案し、この度の法律改正による給与改定に準じ、組合職員の給与等について、所要の改正を行おうとするものでございます。

条例改正概要書をご覧いただきたいと存じます。改正の内容でございしますが、大きく2つの条で構成をいたしております。第1条による改正は、行政職給料表において、1級の初任給を1500円引上げ、若年層についても同程度の改定、その他はそれぞれ400円の引上げを基本に平均0.2%の引上げ改定、勤勉手当は、12月期の支給月数を0.1月分引上げ0.9カ月に改定を、第1条の給料に係る規定は平成28年4月1日から、勤勉手当に係る規定は12月1日から適用し、既に支払われた給料および12月期の勤勉手当については内払いとするものでございます。

第2条による改正につきましては、扶養手当について、配偶者は1万3000円から6500円へ、子は6500円から1万円へ手当額を見直すもの、また、第1条による勤勉手当の支給

月数の引き上げを、6月期と12月期で均等にするため、6月期の支給月数を0.05月引上げ、第1条の改正による12月期の支給月数を0.05月引き下げ、それぞれ0.85月に改定し、平成29年4月1日から適用するよう改正するものでございます。なお、扶養手当につきましては、配偶者に係る手当額の減額による影響額をできるだけ少なくする観点から段階的に実施する旨を付則にて規定をしております。

なお、このような内容で、去る11月29日に労働組合と団体交渉を行い、労使間で妥結に至っておりますことにつきまして、併せてご報告させていただきます。

以上で、議案第15号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（赤井康彦君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので質疑なしと認めます。以上で、議案第15号に対する質疑を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤井康彦君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（赤井康彦君） これより、

採決を行います。議案第15号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤井康彦君） ご着席ください。起立全員でございます。よって、議案第15号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤井康彦君） 以上をもちまして、今臨時会に付議されました議案は、全て議了いたしました。

これをもちまして、平成28年12月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

皆様、ご苦労様でした。

午前 10 時 19 分閉会

会議録署名議員

議 長 赤 井 康 彦

議 員 中 野 正 剛

議 員 徳 田 文 治

全 員 協 議 会

(12 月 26 日)

平成 28 年 12 月 26 日(月曜日)

午前 10 時 00 分開会

○議長(赤井康彦君) 皆さん、おはようございます。それでは、臨時会の開会前にお時間をいただき、全員協議会を行います。

はじめに、本日の臨時会の欠席者について、事務局から報告がございました。

○事務局(橋本事務局長) 失礼いたします。議会事務局長の橋本でございます。

ご報告いたします。彦根市の山内善男議員、長崎任男議員、安藤博議員、辻真理子議員から欠席の報告を受けております。

○議長(赤井康彦君) はい、ありがとうございます。これをもって、全員協議会を終わります。

○議長(赤井康彦君) 次に、今臨時会の開会に当たり、管理者よりあいさつをお願いいたします。管理者。

○管理者(大久保貴君) 皆様、おはようございます。皆様方には、平素から当組合の管理運営に格別のご理解とご協力を頂戴しておりますこと、厚くお礼申し上げます。また、師走、何かとご多忙の中、本日ご出席をいただきましたこと、併せてお礼申し上げたいと思います。

本日の臨時会は、平成 28 年度(2016 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第 2 号)、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給

与に関する条例の一部を改正する条例案をご審議いただきたいと思います。

お忙しい中、恐縮でございますが、慎重審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、開会にあたりましての一言ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長(赤井康彦君) ありがとうございます。ございました。

午前 10 時 01 分閉会